

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
1 定員の基準						
1	(1) 利用定員	1. 利用定員を遵守しているか。	定員は6人以上19人以下としているか。	児童福祉法第6条の3	B私的契約児がいる	B登所している乳幼児が名簿に記載されている乳幼児が確認。
2 施設・設備の基準						
2	(1) 施設・設備の環境管理	1. 施設が適切に管理されているか。	施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境が適切に管理され、保持されているか。	条例第5条第9項 保育所保育指針③3(1)ア	A施設の温度、湿度、換気等の環境について、早急に改善を要する状態である B環境管理が不十分である	A施設の温度、湿度、換気、採光、音について、現地を訪れて著しく不快に感じる部分がある。 B施設の温度、湿度、換気、採光、音について、現地を訪れて急を要するわけではないがゆくゆくは改善の必要があると感じる。
3	(2) 施設・設備の衛生管理	1. 施設内外の設備、用具、食器等又は飲用に供する水について、衛生的に管理されているか。	保育室や便所等の設備及び施設内外の用具(寝具・遊具等)の衛生が管理され、清潔であるか。	条例第14条 保育所保育指針③3(1)ア	A設備や用具が著しく不衛生である B設備や用具の衛生管理が不十分である	A保育室・便所等の設備や、寝具・遊具等の用具について、一目で不衛生とわかるような汚れが付着している、又は長時間放置されているような汚れが目につく。 B上記のうち、軽微ではあるが指導を行うべき部分がある。 C保育室・便所等の設備や、寝具・遊具等の用具について、清掃を行えばきれいになる程度の不衛生な部分がある。
			食器、調理器具等は洗浄され、衛生的に保管されているか。	条例第14条	A食器や調理器具が著しく不衛生である B食器や調理器具の衛生管理が不十分である	A食器や調理器具について、汚れがこびりついたままである、傷が激しく汚れが入り込んでいる恐れがある、又は保管する場所が著しく不衛生である。食器棚の中について、清掃を全く行っていない。 B食器や調理器具について、一部汚れが残存している又は保管する場所に不衛生な部分がある。
			飲用に供する水については、衛生的に管理されているか。有効容量10立米以上の貯水槽を使用している場合は、年1回以上清掃を行っているか。	条例第14条 水道法第34条の2 水道法施行規則第55条、第56条	A飲料水の管理が著しく不衛生である B貯水槽の清掃を行っていない	A飲料水を水道から採らずに一時保管をしたり、長時間放置してから使用したりしている。 B貯水槽等を使用している場合、清掃を行っていない。 B井戸水を使用している場合、水質検査を行っていない。 C蛇口について、著しく錆びている・汚れがこびりついているなど、不衛生な部分がある。
		2. 感染症及び食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	利用乳幼児及び職員の日々の健康状態を把握し、感染症の発生予防に努めているか。登所時に利用乳幼児の健康状況について、保護者に確認を行っているか。また腹痛や発熱の有無や、顔色について確認を行い、何らかの異常が認められた際には保護者や嘱託医に連絡を行うなど、適切な対応がされているか。	条例第14条第2項 保育所における感染症対策ガイドライン 保育所保育指針③1(1)イ、(3)イ	A利用乳幼児の健康状況に配慮していない A職員の健康状況に配慮していない A登所時の利用乳幼児の状況について、保護者に確認を行っていない A登所時及び保育中に利用乳幼児の健康に異常が見られた場合でも、保護者への連絡や、嘱託医への相談を行っていない	A保育時間中の利用乳幼児の健康状況に配慮しておらず、具合が悪そうな時、熱がありそうな時、異常が見られる時等に保護者等に連絡するなど適切な処置を行っていない。 A職員の健康状況に配慮しておらず、体調不良の時もそのまま勤務をさせている。体調不良の時でも、他の職員が気付く環境にない。 A登所時に利用乳幼児の様子に普段と違う様子が見られる際、保護者に体調の異常の有無について確認を行っていない。(毎日体調について尋ねる必要はない) A登所時に利用乳幼児に明らかな体調不良が見られた場合(咳をしている、熱がある、ぐったりしている等)、保護者に病院に掛かるよう指示していない。 A保育中に利用乳幼児の健康状況に異常が見られた場合、保護者や嘱託医へ相談を行わず、特に何も対応を行っていない。
			感染症発生時のまん延防止対策を講じているか。	条例第14条第2項 保育所における感染症対策ガイドライン	A感染症のまん延防止対策を講じていない A保育中に感染症の疑いがある乳幼児について、医務室等別室で個別に保育していない B感染症の発生が保育所内で認められた場合、発症した利用乳幼児の保護者に乳幼児の登園の目安を伝えていない C感染症の発生が保育所内で認められた場合に、保護者へ情報提供を行っていない	A感染症のまん延防止について何らかの対策(マニュアルの作成や手洗い励行の指示、施設の保健衛生の管理等)をしていない。(対策をとっているが、著しく不十分である場合は口頭で指示する) A保育中に発熱、咳等の症状が見られた利用乳幼児について、他の利用乳幼児の保育を行う部屋とは別室で保育をするようにしていない。同室でも囲いをするなど、まん延の防止について配慮していない。 B保護者に感染症罹患後の登園の目安を周知していない。 C保育所内に感染症に罹患した乳幼児がいた場合、他の保護者にその旨を伝え、注意喚起を行っていない。
			感染症予防のため、利用者及び職員の手洗いが励行されているか。食事の直前、及び排泄又は排泄の世話をした直後には、石鹸を使用し流水で手を洗うようにしているか。また、感染症を媒介する可能性のあるタオル等は共用されていないか。	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について1～3	B利用乳幼児及び職員の手洗いを励行していない B石鹸等が備え付けられていない Bタオル等を共用している	B利用乳幼児及び職員が、食事前・排泄又は排泄の世話の後に石鹸で手を洗うようにしていない。 B手洗い場に石鹸が備え付けられていない。 Bタオルが共用である。(タオルは菌の温床となるため、ペーパータオルの利用が望ましい)
3. 必要な医薬品その他の医療品が備えられ、管理されているか。	必要な医薬品等が常備され、適切に管理されているか。	条例第14条第3項	B必要な医薬品・医療品が揃っていない B医薬品の管理が適切でない	B必要な医薬品・医療品が全く揃っていない。(例:消毒薬、保湿剤、湿布薬、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯、ピンセット、体温計など)(医薬品・医療品の整備状況が物足りない場合は、口頭で指示する) B医薬品の管理について、使用期限が過ぎているものがある、包帯やガーゼ等に汚れがある、消毒液など誤飲につながるものが利用乳幼児の触れられる範囲ではない場所に保管されていない。		

家庭の保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
4	(3) 施設・設備の安全管理	1. 事故防止のため、安全点検及び安全対策が行われているか。また、危険な箇所はないか。	施設・設備等が、安全に生活できるよう、危害防止に配慮されているか。落下や誤飲等の事故につながる危険なものはないか。また、定期的に点検を行っているか。	条例第5条第9項 保育所保育指針③3(2)アイウ	A事業所の構造設備が利用乳幼児に対する危害防止に配慮されていない A落下の可能性のある場所、尖っているなどの危険な箇所がある A誤飲につながりかねないものがある A睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等について、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じられていない B直ちに危害を及ぼすものではないが、改善が求められる箇所がある B点検を定期的に行っていない	A事業所の構造上、利用乳幼児にとって危険な箇所がある。(ぶつかりそうなでっぱり、上りやすく落下の危険性がある場所があるなど) A利用乳幼児が落下する可能性がある場所、尖っているなど触れると怪我をしそうな場所がある又は誤飲につながりかねないものが落ちていて A睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等について、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じられていない。 B上記のような箇所があった場合でも、すぐに移動するなど改善ができる。 B直ちに利用乳幼児に危害を及ぼすものでないが、改善が望まれる部分がある。 B定期的に設備内に危険箇所がないか、点検を行っている。
		2. 事故が発生した場合について、対策が練られているか。	事故が発生した際、速やかに医療機関を受診できる体制及び保護者へ連絡する体制が整備され、職員に周知されているか。	児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日児発第418号)	A事故発生時の対応が定められていない A事故発生時に医療機関を受診できる体制が整っていない B保護者への緊急連絡先を把握していない B職員が対応について把握していない	A事故発生時の対応について、マニュアル等が定められていない。 B嘱託医への連絡体制が整っていない。 B保護者への緊急連絡先を把握していない。 B事故発生時の対応について、職員に周知を行っていない。
		3. 事故予防にむけ、過去の事故及びヒヤリハットについて適切に対策をしているか。	事故予防にむけ、事故及びヒヤリハットに対し経過を記録するとともに、再発防止策を講じ、職員間で情報が共有されているか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条	A事故及びヒヤリハットの経過を記録していない A事故及びヒヤリハットの再発防止策を講じていない B職員間で情報共有がされていない	A事故及びヒヤリハットの経過の記録、保存が一切ない。 A発生した事故及びヒヤリハットについて、再発防止策を検討していない。 B事故及びヒヤリハットについて、発生したもの及び再発防止策を職員が把握していない。(事故やヒヤリハットについて、打合せなどで注意喚起を行うことが望ましい)
		4. 事故等の発生に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入しているか。	賠償責任保険に加入しているか。 傷害保険に加入しているか。	伊勢原市家庭の保育事業等の設置認可及び運営に係る行政指導指針第4条	A賠償責任保険に加入していない A傷害保険に加入していない	A賠償責任保険に加入していない。 A傷害保険に加入していない。
		5. 外部からの不審者等の侵入防止措置や、不審者侵入時の対応及び不審者情報があつた際の対応等についてのマニュアルを整備するなど、必要な措置を講じているか。	不審者侵入防止措置がとられているか。 不審者の侵入時、また近隣で不審者情報があつた際の対応等について、マニュアルが整備されているか。	保育所保育指針③3(2)ウ	A不審者侵入についての対策がとられていない(侵入可能な場所がないか、鍵が開いている箇所がないか) B不審者の侵入時、不審者情報のあつた時についての対策が練られていない B職員が対応について把握していない	A鍵が開いているなど、不審者が外部から侵入できる場所があり、それをすぐに改善できる状況にない。(鍵が壊れている等) B不審者が外部から侵入できる場所があるが、直ちに改善を行い、侵入を防止することができる。 B不審者の侵入時や不審者情報が近所であつた時の対応について、定められていない若しくは定められているが、著しく不十分である。(職員間で注意喚起、戸締りを厳重に、外遊びを控える、保護者へ周知するなどの対応を行っていない) B職員が不審者対応について把握していない。
		6. 利用乳幼児の安全の確保に関する計画(安全計画)を策定し、必要な措置を講じているか。	施設の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭の保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭の保育事業所等における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定しているか。 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。 利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	条例第7条の2第1項 条例第7条の2第2項 条例第7条の2第3項 条例第7条の2第4項	A安全計画を策定していない B計画の内容が不十分である B職員に対し、安全計画について周知していない B職員に対し、研修及び訓練を定期的実施していない B保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない B定期的な安全計画の見直しや、必要に応じた安全計画の変更を行っていない	A安全計画を策定していない。 B安全計画の内容が不十分である。 B職員に対し、安全計画について周知していない。 B職員に対し、研修及び訓練を定期的実施していない。 B保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。 B定期的な安全計画の見直しや、必要に応じた安全計画の変更を行っていない。
		7. 園児等の通園等のために自動車を運行する場合の所在の確認について、適切に実施しているか。	利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、利用乳幼児の所在を確認しているか。 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて利用乳幼児の所在の確認を行っているか。	条例第7条の3第1項 条例第7条の3第2項	A利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときに、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、利用乳幼児の所在を確認していない A利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行しているが、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えていない。または、これを用いて利用乳幼児の所在の確認を行っていない。	A利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときに、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等の利用乳幼児の所在を確認していない。 A利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行しているが、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えていない。または、これを用いて利用乳幼児の所在の確認を行っていない。

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
5	(4) 施設・設備の状況	1. 施設・設備が【伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】の基準を満たしているか。	【小規模保育事業A型及びB型】 ①乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、調理設備及び便所を設けているか。 ②乳児室またはほふく室の面積は、①に掲げた幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。 ③乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具が備わっているか。 ④満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けているか。 ⑤保育室または遊戯室の面積は、④の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、④の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。 ⑥保育室または遊戯室には、保育に必要な用具が備わっているか。 ⑦乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設けている場合は、【伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】第28条第7項を遵守しているか。	条例第28条、第32条	A施設が基準を満たしていない	A施設が基準を満たしていない。 ・乳児室またはほふく室、調理設備及び便所すべてが揃っていない ・保育に必要な用具が備わっていない ・面積基準を満たしていない ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室が2階以上にある場合、条例第28条第7項を遵守していない
6	(5) 施設・設備の非常災害対策	1. 防火管理者を定める必要がある施設において、必要な手続きを行っているか。	収容人員が30人以上の施設において、防火管理者を選任し、届出を行っているか。 収容人員が30人以上の施設において、消防計画を作成し、届出を行っているか。	消防法第8条 消防法施行令第1条の2第3項	A収容人員が30人以上の施設において、防火管理者の選任及び届け出を行っていない A収容人員が30人以上の施設において、消防計画の作成及び届出を行っていない	A収容人員が30人以上の施設において、防火管理者の選任及び届け出を行っていない。 A収容人員が30人以上の施設において、消防計画の作成及び届出を行っていない。
		2. 非常災害に必要な設備が設けられているか。	軽便消火器等の消火用具、非常口、火災報知器その他災害に必要な設備が設けられているか。消防機関へ火災を通報する設備があるか。非常口への通路に物が置かれているなど、避難の妨げとなるものはないか。	条例第7条、第22条、第28条	A軽便消火器等の消火用具や非常口等、災害に必要な設備が設けられていない B非常口への通路に物が置かれているなど、避難の妨げとなるものがある	A軽便消火器等の消火用具、非常口、火災報知器が設けられていない。（いずれか1つがなくてもA） B避難経路に障害物があり、円滑に避難が行えない。
		3. 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を3階以上に設けている場合、防火に関する対策は十分か。	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて、防災処理が施されているか。	条例第28条、第32条	Bカーテンや敷物、建具等で可燃性のものについて、防火処理が施されていない	B乳児室等が3階以上にある場合、カーテンや敷物、建具等で可燃性のものについて、防火処理を施していない。
		4. 非常災害に対する具体的計画が立てられているか。	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でされているか。		B壁及び天井の室内に面する部分について、不燃材料で仕上げられていない	B乳児室等が3階以上にある場合、壁や天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でされていない。
		5. 避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施しているか。	災害時の対応について、マニュアル等の具体的計画が整備されているか。また、それを職員が把握しているか。	条例第7条	A災害発生時の対応について、マニュアル等が整備されていない B職員が対応を把握していない	A災害時の対応について、具体的計画が立てられていない。 B災害時の対応について、職員が把握していない。
		6. 防災用の備蓄について、確保されているか。	避難訓練及び消火訓練を月1回以上行っているか。また、訓練結果について記録が残されているか。	条例第7条	A避難・消火訓練を毎月行っていない B訓練の記録を残していない	A避難及び消火訓練を毎月行っていない。（どちらか片方のみ行っていない場合は、口頭指導とする） B訓練の記録がなく、いつ実施したか、何を実施したか不明である。
		防災用の非常食、飲用水、日用品等が整備されているか。また、非常食についてはアレルギーに配慮されているか。	条例第5条第4項	C防災用の備蓄について、確保されていない C非常食がアレルギーに配慮されていない	C防災用の非常食や飲用水、日用品等が全く整備されていない。 C整備されている非常食について、アレルギーに対応したものが無い。	

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
3 給食の基準						
7	(1) 食育の推進	1. 利用乳幼児の健康な生活の基本として、食を営む力の育成に努めているか。	利用乳幼児食を営む力を培うため、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行なわれるよう定めた食育の計画を全体的な計画に基づいて作成し、それに基づき食事の提供をするよう努めているか。また、計画の評価及び改善に努めているか。	保育所保育指針③2(1)ウ 保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発0329001号） 伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第9条	A食育の計画を定めていない B食育の計画の内容が不十分 C評価・改善を行っていない	A食育の計画を「保育計画」「指導計画」内に全く定めていない。 B食育の計画の内容について、著しく内容が不十分である。 C食育の計画の内容について、年齢ごとに定められていない。 D食育の計画の評価（見直し）や改善を行っていない。
8	(2) 食事の提供	1. 利用乳幼児に提供する食事は、小規模保育事業所等内で調理を行っているか。	利用乳幼児に提供する食事について、小規模保育事業所等内で調理を行っているか。 小規模保育事業所等内で調理を行わない場合、搬入先施設は条例第16条の条件を満たしているか。また、その場合でも小規模保育施設等内には加熱・保存等の調理機能を有する設備が備わっているか。	条例第15条、第16条	A小規模保育事業所内で調理しておらず、また条例第16条に定める条件を満たしていない施設から食事を搬入している B他施設から食事を搬入する場合でも、事業所内に加熱・保存等の設備がない	A小規模保育事業所内で調理しておらず、また条例第16条に定める条件を満たしていない施設から食事を搬入している。 B他施設から食事を搬入する場合でも、事業所内に加熱・保存等の設備がない。
		2. あらかじめ献立が作られているか。	食事は、あらかじめ作成された献立に従い、調理されているか。	条例15条第4項	Aあらかじめ献立が作成されていない B保護者に献立の内容を周知していない	A献立をあらかじめ作成していない。 B保護者に献立の周知を行っていない。（プリントを配る、掲示をするなど）
		3. 献立の種類・栄養量、食品の種類・調理方法及びアレルギーについて、利用乳幼児への配慮がなされているか。	献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含んでいるか。また、食品の種類及び調理方法について、栄養や利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しているか。アレルギーについては、誤配及び誤食等の発生予防に努めているか。	条例15条第2項、第3項	B献立の内容が不十分又は不適切 C理由なく献立を変更することがある D献立に季節感や嗜好への配慮、変化がない Aアレルギーに対する対応が不十分 A誤配・誤食の防止に努めていない	B献立の内容について、バランスが悪く、栄養量が不適切である。（肉ばかり、魚ばかり、米ばかり、パンばかり、野菜がない、フルーツがないなど） B作成直前になって理由なく献立を変更することがある。 C献立に季節感がない。 D過去に利用乳幼児が大量に残したものを何度も提供するなど、利用乳幼児の嗜好に配慮していない。 E同じ献立が続きすぎている。 Fやわらかすぎるものばかりで咀嚼に適していない。 Gアレルギーに対して全く配慮していない。 Hアレルギーの利用乳幼児がいる場合、そのアレルギーのものを対象乳幼児に配らないように配慮していない。誤って配らないよう、複数人での確認体制ができていない。
		4. 利用乳幼児へ食事を提供する前に、検査を実施しているか。	食事の提供にあたり、検査を行っているか。また、その実施について記録が残っているか。	社会福祉施設等における食品の安全確保等について（平成20年3月7日雇児総発第0307001号） 大量調理マニュアルⅡ2	A食事提供前の検査を実施していない B検査の記録を行っていない C検査者や検査時間を記録していない	A提供前に、作成した食事を食べていない。 B検査を行った記録を作成していない。（給食日誌内でも可） C検査者、検査時間を記録していない。 D子どもに適した食事が（味付け、量など）チェックしていない。 Eあげもの、やきもの（ハンバーグ等）について、中心に火が通っているのを確認するため3つ以上の中心を目視により確認していない。冷凍食品を温めて提供する場合、温めむらがないか確認を行っていない。
		5. 食事の摂取量・残食量について把握・記録し、その後の食事計画の改善に努めているか。	食事の摂取量、残食量等を把握しているか。また、その結果をその後に反映させているか。	条例第15条第3項	C摂取量・残食量等の調査をしていない C結果をその後の献立等に反映させていない	C乳幼児の嗜好を把握するため、残食量の調査を行っていない。またその記録を給食日誌内等に残していない。 D利用乳幼児が著しく食べ残したものがあつた場合などについて、その後に何の工夫もなく同じものが提供され続けることがないように配慮されていない。
9	(3) 食材の衛生管理	1. 食中毒が発生した場合に備え、原因究明のための検査用保存食が適切に保存されているか。	食中毒が発生した場合に備え、検査用保存食を適切に保存しているか。保存は、調理済み食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器等に密封し、冷凍庫で7日間以上保存されているか。	伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第6条	A検査用保存食を保存していない B検査用保存食の保存量・保管方法・保管期間が不十分である	A検査用保存食を全く保存していない。 B検査用保存食の保存量が50g未満である。 C検査用保存食の保管場所が冷凍庫でない。 D7日目の検査用保存食が残っていない。
		2. 原材料は適切に保存されているか。	原材料は、戸棚・冷凍又は冷蔵施設に適切な温度で保存されているか。また、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍又は冷蔵設備内温度が記録されているか。	大量調理マニュアルⅡ4(1)	A原材料の管理が著しく不適切である B原材料の管理が不十分である C原材料搬入状況の記録をとっていない C冷蔵設備等の温度が記録されていない	A原材料について、床等に放置されている。 A原材料について、（冷蔵庫の中など見て）蓋が開けっぱなしである、賞味期限が大幅に切れたものがある、腐ったものや傷んだものがあるなど著しく不適切な部分がある。 B上記について軽微なものがある。 C原材料の搬入時間、その場で確認を行った記録などを保存していない。 D冷蔵設備の温度が記録されていない。
		3. 調理後の食品について、2時間以内に喫食できるよう努めているか。	調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましいため、その時間を超過して提供されることがないように配慮されているか。	大量調理マニュアルⅡ4(4)	C調理後2時間を超過して食事を提供している	C調理終了後、2時間を超過したものを提供している。（昼食時に同時に作ったものを夕方間食として提供するなど）
		4. 前日調理は行っていないか。	前日調理が行われていないか。	大量調理マニュアルⅡ4(4)	C前日に調理を行っている	C前日に作成した食事を提供している。

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
10	(4)調理設備等の衛生管理	1. 調理器具、容器等の使用後は、衛生的に処理され、保管されているか。	調理器具・容器等の使用後は、全面を流水で洗浄し、80℃で5分以上の加熱又はこれと同様の効果を有する方法で十分殺菌後、乾燥させ、清潔な場所に衛生的に保管されているか。	大量調理マニュアルII 3(5)	A調理器具・容器が衛生的に保管されていない B調理器具・容器の使用後の処理が著しく不十分である	A調理器具・容器等が一目でわかるほど不衛生である（油が残っている、食品がこびりついたままである等）又は不衛生な場所に保管されている。 B調理器具・容器等の使用後について、処理が著しく不十分である。 ★参考 ①40℃程度の微温水で3回水洗いする ②洗剤で洗う ③洗剤を流す ④80℃で5分以上加熱する又は塩素消毒に浸ける ⑤よく乾燥させる（拭く場合、布巾ではなくペーパータオルにて行うこと） ⑥清潔な場所で保管する
		2. 汚染が残存しやすいまな板、ざる、木製の器具について、特に十分な殺菌に留意されているか。	汚染の残存の可能性が高いまな板、ざる、木製の器具について、十分に殺菌処理が施されているか。	大量調理マニュアルII 3(6)	Bまな板、ざる、木製の器具について、殺菌処理が不十分である	Bまな板、ざる、木製の器具の使用後について、十分な殺菌処理を行っていない。 Cまな板、へら等が木製のものである。 Cまな板を肉・魚・その他で使い分けていない。
		3. 調理室・調理設備等について、衛生的な管理がされているか。	調理室・調理設備等は衛生的に管理されているか。 昆虫等の発生状況を月に1回以上巡回点検しているか。また、昆虫等の駆除を半年に1回以上実施するとともに、その記録を1年間保管しているか。	大量調理マニュアルII 5(2) ③ 大量調理マニュアルII 5(2) ②	A調理室・調理設備等が著しく不衛生 B昆虫・害虫等の発生について1か月に1度以上の点検を行っていない B半年に1度、ホウ酸団子や粘着トラップ等を設置し、駆除を行っていない C駆除の記録をとっていない。（駆除を行ったが何も捕まらなかった、駆除の結果虫が捕まった、など）	
11	(5)調理従事者の健康・衛生管理	1. 調理従事者は手洗いの励行を行うなど、自らが施設や食品の汚染の原因にならないよう措置するとともに、自らの体調に留意をしているか。	調理従事者は手洗いを励行し、自らの体調に留意し、健康管理に努めているか。 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を定期的に補充し、常に使用できる状態になっているか。また、タオル等を共用していないか。	大量調理マニュアルII 5(4) ① 大量調理マニュアルII 5(2) ⑥	B調理前の手洗いを行っていない B手洗い設備の備品が不十分 Bタオル、おしぼり等を共用している	B調理前の手洗いを行っていない。 B調理前の手洗いが念入りに行われていない。（洗う時間が著しく短い、流水で手を洗うだけ、など） B調理従事者自身の体調が優れない場合にも、誰にも伝えず調理を行っている。 B手洗い設備に備えつけられている石鹸、ペーパータオル、殺菌液等について、残量がないものがある。 Bタオル、おしぼり等を共有している。
		2. 調理従事者は作業開始前に、自らの健康状態を衛生管理者に報告し、その結果が記録されているか。また、調理従事者に下痢・嘔吐・発熱等の症状や、手指等に化膿創やできものがあった場合、調理に従事しないようにしているか。	調理従事者の健康状態が管理者に報告され、その結果が記録されているか。 調理従事者に下痢・嘔吐・発熱等の症状や、手指等に化膿創やできものがあった場合、調理に従事しないようにしているか。また、下痢・嘔吐等の症状があった場合は、速やかに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認しているか。	大量調理マニュアルII 5(4) ② 大量調理マニュアルII 5(4) ⑤⑥	C調理従事者の健康状態について、管理者に報告を行っていない C管理者が報告された調理従事者の健康状態を記録していない A調理従事者に下痢・嘔吐・発熱等の症状がある時や、手指に化膿創・できものがあった際でも調理に従事している B調理従事者に下痢・嘔吐・発熱等の症状が見られた場合、速やかに医療機関を受診するようにしていない	
		3. 調理・調乳従事者は月1回以上の検便を受けているか。	調理・調乳従事者等は月に1回以上、検便を受けているか。検便検査には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めているか。また、検査結果を適切に保存しているか。	大量調理マニュアルII 5(4) ③	A検便を毎月行っていない B検査項目が不十分である B検査結果を保存していない	A調理従事者について、検便を毎月行っていない。 B検便の検査項目について、腸管出血性大腸菌の項目が含まれていない。 B検査結果を最低でも1年保管していない。

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
4 運営の基準						
12	(1) 内部の運営規程	1. 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	次に掲げる規程について、定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	条例第18条	A重要事項について定めていない B重要事項について定めていないものがある B重要事項についての規程が不十分	A重要事項について定めていない。 B重要事項について定めていないものがある。 B重要事項についての規程が不十分である。
13	(2) 帳簿の整備	1. 職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。	職員に関する帳簿(労働者名簿、履歴書、出勤簿、資格証明書、賃金台帳等)を整備しているか。	条例第19条 労働基準法第107条、第108条	A職員に関する帳簿が整備されていない B帳簿の整備が不十分である B労働者名簿に必須事項の記載はあるか(氏名、生年月日、履歴、性別、住所、雇入れ年月日及び常時30人以上の労働者を使用する事業所については従事する業務の種類) B資格証明書について提出のない者がいる	A職員に関する帳簿が全く整備されていない。 B帳簿の整備が不十分である。 B労働者名簿に必須事項の記載はあるか。(氏名、生年月日、履歴、性別、住所、雇入れ年月日及び常時30人以上の労働者を使用する事業所については従事する業務の種類) B出勤簿がない者がいる。 B資格証明書について提出のない者がいる。 B賃金台帳について、全員分整備されていない。
			財産、収支に関する帳簿(貸借対照表、損益計算書、収支計算書、収支予算書等)を整備しているか。		A財産、収支に関する帳簿が整備されていない B財産、収支に関する帳簿に不備がある	A財産、収支に関する帳簿が全く整備されていない。 B財産、収支に関する帳簿に著しい不備がある。
			利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿(出欠簿、児童票、保育日誌等)を整備しているか。		A利用乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を整備していない B利用乳幼児の処遇を明らかにする帳簿に不備がある B入所時点での健康状況表、健康診断の結果等が記録されていない B保育の経過について、記録がない	A利用乳幼児の処遇を明らかにする帳簿を全く整備していない。 B利用乳幼児の処遇を明らかにする帳簿に不備がある。 B入所時点での健康状況表、健康診断の結果等が記録されていない。 B保育の経過について、記録がない。
14	(3) 苦情への対応	1. 利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	苦情を受け付ける措置を講じているか。	条例第21条 伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第12条 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針につ	A苦情を受け付ける措置を講じていない	A苦情を受け付ける措置を講じていない。
			苦情解決体制が整備されているか。		B苦情を解決するしくみが整備されていない	B苦情を解決するしくみが整備されていない。
			苦情の内容、及び対応経過や結果を記録しているか。		B寄せられた苦情の記録をとっていない	B寄せられた苦情の記録をとっていない。
15	(4) 個人情報の保護	1. 業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	職員及び職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏洩させていないか。また、秘密の漏洩がないよう、必要な措置を講じているか。	個人情報の保護に関する法律第23条、24条	A職員及び職員であった者が、利用乳幼児又はその家族の秘密の漏洩を行っている、もしくは行ったことがあると把握している。 B職員に個人情報の漏洩等がないよう周知を行うなど、個人情報の保護のため必要な措置をとっていない。	A職員及び職員であった者が、利用乳幼児又はその家族の秘密の漏洩を行っている、もしくは行ったことがあると把握している。 B職員に個人情報の漏洩等がないよう周知を行うなど、個人情報の保護のため必要な措置をとっていない。
		2. 個人情報について、適正に管理されているか。	児童票等の個人情報を適切に管理しているか。第三者の目に触れるような場所に置かれているなど、不適切な管理がないか。		個人情報の保護に関する法律第23条	B個人情報が人目に付くところに置かれているなど、不適切な管理がある C個人情報の保管場所に鍵がついていない

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
5 職員の基準						
16	(1) 職員の配置基準	1. 保育士等の配置基準を満たしているか。	<p>【小規模保育事業A型】 保育士の数は、次の各号に掲げる区分の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人 ④満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人 保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師又は看護師を1人、保育士とみなすことができる。</p> <p>【小規模保育事業B型】 保育従事者は、保育士又は市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者とする。その数は、次の各号に掲げる区分の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人 ④満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人 保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師又は看護師を1人、保育士とみなすことができる。</p> <p>上記配置基準を満たしているか。</p>	条例第29条、第31条	A職員員の配置基準を満たしていない	A職員員の配置基準を満たしていない。 ※保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。
17	(2) 嘱託医の配置基準	1. 嘱託医を配置しているか。	嘱託医を配置しているか。	条例第29条、第31条	A嘱託医を配置していない	A嘱託医を配置していない。
18	(3) 調理員の配置基準	1. 調理員を配置しているか。	調理員を配置しているか。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は【伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条】の条件を満たし、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	条例第29条、第31条	A他施設から食事を搬入しないにもかかわらず、調理員が配置されていない	A他施設から食事を搬入しないにもかかわらず、調理員が配置されていない。
19	(4) 就業規則の整備	1. 職員数10人以上の事業所において、就業規則を整備しているか。	短時間労働者を含め常時10人以上の職員が在籍する事務所において、就業規則を整備しているか。	労働基準法第89条	A短時間労働者を含め常時10人以上の職員が在籍しているが、就業規則を整備していない B就業規則の記載に不備がある ※労働時間に関する事項…始業及び終業時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育休、介護休暇、子の看護休暇含む) ※賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払い方法、賃金の締切り及び支払いの時期、昇給 ※退職に関する事項…退職の条件および方法等並びに解雇の条件および方法	A短時間労働者を含め常時10人以上の職員が在籍しているが、就業規則を整備していない。 B就業規則の記載に不備がある。 ※労働時間に関する事項…始業及び終業時刻、休憩時間、休日、休暇(産休、育休、介護休暇、子の看護休暇含む) ※賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払い方法、賃金の締切り及び支払いの時期、昇給 ※退職に関する事項…退職の条件および方法等並びに解雇の条件および方法
			有給休暇や育児休業・介護休業等の付与日数や勤務時間及び休憩時間、職員給与に関する事項や退職に関する事項等、必要事項の記載はあるか。		B常時10人以上の職員が在籍し、就業規則を整備しているが、労働基準監督署に届け出していない	B常時10人以上の職員が在籍し、就業規則を整備しているが、労働基準監督署に届け出していない。
			労働基準監督署に届け出ているか。		B職員に周知を行っていない	B就業規則について職員に周知を行っていない。(見やすい場所への掲示、又は備えつけ、書面の交付等どれも行ってない)
20	(5) 労働条件の明示	1. 労働契約の締結の際、労働者に対し賃金、労働時間その他の条件を明示してあるか。	職員の採用時に、労働条件通知書等を交付しているか。また、その内容には下記に関する明示があり、不備はないか。 ①労働契約の期間に関する事項 ②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (昇給に関しては、書面でなくても可とする) ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	A労働条件を労働者に通知していない B記載事項に不備がある	A職員員の採用時に、労働条件を通知していない。 B記載事項に不備がある。
		2. 非常勤職員の雇用契約の締結の際、労働者に対し賃金、労働時間その他の条件を明示してあるか。	非常勤職員の採用時に、労働条件通知書等を交付しているか。また、その内容には下記に関する明示があり、不備はないか。 ①労働契約の期間に関する事項 ②有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 (昇給に関しては、書面でなくても可とする) ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦昇給の有無 ⑧退職手当の有無 ⑨賞与の有無 ⑩短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2条	A労働条件を労働者に通知していない B記載事項に不備がある	A非常勤職員の採用時に、労働条件を通知していない。 B記載事項に不備がある。

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
21	(6) 社会保険の加入	1. 法人が設置する事業所及び在籍職員が5名以上の個人事業所において、社会保険に加入しているか。	健康保険、厚生年金等の社会保険、労働保険に加入義務のある職員が全員加入しているか。	健康保険法第3条3一 厚生年金保険法第6条 雇用保険法第5条、第6条 労働者災害補償保険法第3条	A社会保険、労働保険に加入義務のある職員が全員未加入である B社会保険、労働保険に加入義務のある職員が加入していない	A社会保険、労働保険に加入義務のある職員が全員未加入である。 B社会保険、労働保険に加入義務のある職員が加入していない。
22	(7) 職員の健康診断	1. 常時使用する労働者を雇用する際に、健康診断を実施しているか。	雇入れ時の健康診断を実施しているか。また、未受診者はいないか。（ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者について、健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい）	労働安全衛生規則第43条	A雇入れ時の健康診断を実施していない B雇入れ時の健康診断を未実施の職員がいる	A雇入れ時の健康診断を全く実施していない。 B雇入れ時の健康診断を未実施の職員がいる。
			雇入れ時の検査について、以下の検査項目が満たされているか。 ①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力 ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査） ⑦肝機能検査（GOT、GPT及びγ-GTP） ⑧血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査） ⑨血糖検査 ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋たん白の有無の検査） ⑪心電図検査 ⑫検便 ※調理・調乳に従事する予定の職員のみ		B検査項目が不十分 B調乳・調理を行うことになっている職員について、検便を行っていない	
		2. 定期健康診断を毎年1回実施しているか。	定期健康診断が実施されているか。	労働安全衛生規則第44条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（平成31年1月30日基発0130第1号）	A定期健康診断を実施していない B定期健康診断の未受診者がある	A職員の定期健康診断を全く実施していない。 B職員の定期健康診断の未受診者がある。
			未受診者はいないか。また、1年以上雇用することが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用している者で、就労時間が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に定期健康診断を行っているか。			
23	(8) 職員の研修	1. 研修の計画が立てられているか。	職員研修についての具体的計画が作成されているか。	伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第5	A研修計画が作成されていない	A研修計画が全く作成されていない。
		2. 職員に対し、研修の機会を確保できているか。	職員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	保育所保育指針⑤2(2) 条例第9条	A職員が研修に参加していない B職員に研修の紹介を行っていない	A職員が全く研修に参加していない。 B職員に研修の紹介を全くしていない。職員が研修の存在を知ることのできる機会もない。（参加可能な研修リストがどこかに経ってあるなど、研修について触れられる機会が全くない）
		3. 受講した研修について、研修報告書が作成され、職員間で情報共有がなされているか。	受講した研修について、研修報告書により職員間で内容の共有がなされ、出席職員以外についても資質の向上が図られているか。		C職員が受講した研修について、報告書が作成されていない C研修受講職員以外の職員に研修報告書を共有していない	C職員が受講した研修の報告書が作成されていない。 C研修受講職員以外の職員が研修報告書の存在を把握していない又は研修報告書が閲覧できる状況にない。

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
6 保育の基準						
24	(1) 保育の計画の作成	1. 各小規模保育事業所の保育の方針や目標に基づき「全体的な計画」が作成されているか。	<p>全体的な計画について、下記の各事項に留意され作成されているか。</p> <p>①小規模保育事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成されているか。</p> <p>②地域の実態、子どもや家庭の状況、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されているか。</p> <p>③保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう作成されているか。</p>	<p>保育所保育指針①3(1)</p> <p>伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第2条</p>	<p>A全体的な計画を作成していない</p> <p>B全体的な計画の内容が不十分である</p>	<p>A全体的な計画を作成していない。</p> <p>B全体的な計画の内容が不十分である。</p>
		2. 「指導計画」を作成してあるか。	<p>指導計画について、下記の各事項に留意され作成されているか。</p> <p>①全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>②子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえているか。</p> <p>③家庭的保育事業所の生活における子どもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容が設定されているか。</p> <p>④具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにしてあるか。</p> <p>⑤三歳未満児については、一人一人の子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態等に即し、個別的に計画が作成されるか。</p> <p>⑥三歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮されているか。</p> <p>⑦子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮し、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などが計画の中に位置づけられているか。</p> <p>⑧障害のある子どもについて、個々の発達過程や障害の状態を把握し、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように計画の中に位置づけるとともに、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応が図られているか。また、子どもの状態によっては、計画にとらわれず、柔軟かつ個別に関わるよう配慮されているか。</p> <p>⑨一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮されているか。</p> <p>⑩午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮されているか。</p>	<p>保育所保育指針①3(2)</p> <p>伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第2条</p>	<p>A全体的な計画に基づいた指導計画を作成していない</p> <p>B長期的な指導計画は作成されているが、短期的な指導計画が作成されていない</p> <p>B短期的な指導計画は作成されているが、長期的な指導計画が作成されていない</p> <p>B指導計画の内容が不十分</p> <p>B三歳未満児について、保育の個別指導計画が作成されていない</p> <p>B障害のある子どもについて、家庭や専門機関との連携が不十分</p>	<p>A全体的な計画に基づいた指導計画を作成していない。</p> <p>B長期的な指導計画は作成されているが、短期的な指導計画が作成されていない。</p> <p>B短期的な指導計画は作成されているが、長期的な指導計画が作成されていない。</p> <p>B指導計画の内容が不十分。</p> <p>B三歳未満児について、保育の個別指導計画が作成されていない。</p> <p>B障害のある子どもについて、家庭や専門機関との連携が不十分。</p>
		3. 「指導計画」に基づいた保育の実施にあたり、留意すべき点について配慮がなされているか。	<p>「指導計画」に基づいた保育の実施にあたり、下記の各事項に留意されているか。</p> <p>①すべての職員による適切な役割分担と協力体制が整っているか。</p> <p>②子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開でき、情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるように援助を行うよう配慮されているか。</p> <p>③子どもの実態や子どもを取巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録し、それを踏まえて保育の内容の見直しを行い、改善を図るよう配慮されているか。</p>	<p>保育所保育指針①3(3)</p>	<p>B職員による役割分担や協力体制が不十分</p> <p>B保育の過程の記録が不十分</p> <p>B実施した保育の見直しや改善が不十分</p>	<p>B職員の役割分担が決められていない。</p> <p>B職員同士の協力体制が不十分である。</p> <p>B保育の過程の記録が不十分であり、過去の保育内容を踏まえられない。</p> <p>B実施した保育の見直しや改善が不十分である。</p>
25	(2) 保育の状況	1. 利用乳幼児の人権に配慮しているか。	<p>利用乳幼児の人権に配慮し、子ども一人一人の人格を尊重しているか。</p>	<p>条例第5条第1項</p>	<p>A子どもの人格を尊重して運営を行っていない</p>	<p>A子どもの人格を尊重して運営を行っていない。</p>
		2. 利用乳幼児を平等に扱っているか。	<p>国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否か等によって、子どもに差別的な対応を行っていないか。</p>	<p>条例第11条</p>	<p>A子どもに差別的な対応を行っている</p>	<p>A子どもに差別的な対応を行っている。</p>
		3. 利用乳幼児の心身の健康に有害な影響を与える行為を行っていないか。	<p>暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言等、子どもの心身の健康に有害な影響を与える行為を行っていないか。</p>	<p>条例第12条</p>	<p>A子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている</p>	<p>A子どもの心身に有害な影響を与える行為(暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言等)を行っている。</p>

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
26	(3) 子どもの健康	1. 入所乳幼児の健康増進に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	伊勢原市家庭的保育事業等の認可に係る審査基準第2条 保育所保育指針③1(2)ア	A保健計画が作成されていない B保健計画の内容が不十分である C職員が保健計画の内容について把握していない	A保健計画が作成されていない。 B保健計画の内容が不十分である。 C職員が保健計画の内容について把握していない。
		2. 入所時及び年2回の定期健康診断が適切に実施され、記録されているか。	入所時の健康診断が実施され、記録されているか。 年2回の定期健康診断が実施され、記録されているか。	条例17条	A入所時健康診断の実施を行っていない B入所時健康診断の記録を行っていない A定期健康診断の実施を行っていない B定期健康診断の記録を行っていない	A入所時健康診断の実施を全く行っていない。 B入所時健康診断の記録を行っていない。 A定期健康診断の実施を全く行っていない。 B健康診断が年に1回のみである。 B定期健康診断の記録を行っていない。
		3. 持病等の与薬を行う場合、薬を適切に管理し、事故防止策を講じた上で適切に与薬が行われているか。	与薬を行う必要がある場合、保護者から提出された与薬依頼票に基づいて与薬を行っているか。二重与薬等がないようチェック表等による事故防止策を講じているか。また、薬の管理は適切に行っているか。	保育所における与薬の取り扱いについて	B医師名・薬の種類・内服方法等が具体的に記載されている与薬依頼票に基づいた与薬を行っていない B対象乳幼児以外が薬を誤って服用することがないよう、適切に管理されていない	B利用乳幼児の中に与薬を行う必要がある者がいる場合について、医師名・薬の種類・内服方法等が具体的に記載されている与薬依頼票が保護者から提出されていない。 B与薬依頼票に基づく与薬を行っていない。 B対象乳幼児以外が薬を誤って服用することがないよう、鍵のかかった場所に保管するなど、適切に管理されていない。
27	(4) 乳幼児突然死症候群の予防	1. 乳幼児突然死症候群(SIDS)について、睡眠時の呼吸確認を行い、記録しているか。	乳幼児突然死症候群(SIDS)について、呼吸の個別確認を年齢別所定の分数ごとに行い、事故防止に努めているか。また、呼吸の有無・姿勢の確認の記録を作成するとともに、部屋の温度・湿度の確認をしているか。	乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について	A乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のため、睡眠時の呼吸確認を行っていない B乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のための呼吸確認の記録が不十分である	A乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のため、睡眠時の呼吸確認を全く行っていない。 B乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のための呼吸確認の記録(乳幼児の呼吸の有無、乳幼児の姿勢)が不十分である。 C乳幼児突然死症候群(SIDS)予防のための部屋の温度、湿度確認が不十分である。 C欧米では着せ過ぎ(Over wrapping)が自律神経のアンバランスを来し、呼吸機能障害を起しSIDS発症の誘因になるとされている。利用乳幼児に毛布をかけすぎなどしていないか。
		2. 呼吸の確認間隔は適切か。	呼吸の確認について、0歳児は5分間隔、1～2歳児は10分間隔が望ましいが、確認を行えているか。		B呼吸確認の間隔が著しく長い	B呼吸確認の間隔が以下よりも著しく長い。 0歳児:5分間隔 1歳児:10分間隔 2歳児:10～15分間隔
		3. 利用乳幼児の呼吸に異常が見られた場合の対応について、対策が取られるとともに、職員に周知されているか。	利用乳幼児の呼吸に異常が見られた場合、迅速に対応ができるよう、救命講習を受け、蘇生法ができるようにするなどの対策がされているか。また、対応について、職員に周知されているか。		C蘇生法を行える職員がいない B利用乳幼児の呼吸異常、呼吸停止を確認した時の対応について、職員に周知されていない	C蘇生法を行える職員がいない。 B利用乳幼児の呼吸異常、呼吸停止を確認した時の対応について、職員に周知されていない。
28	(5) 虐待等への対応	1. 不適切な養育の兆候が見られる場合や、虐待が疑われる乳幼児に対する対応を適切に行っているか。	保護者の不適切な養育が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携するなど、適切な対応が図れているか。また虐待が疑われる場合については、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応が図れているか。	保育所保育指針③1(1)ウ	B虐待又は不適切な養育の早期発見に努めていない A虐待又は不適切な養育が疑われる場合、市等の機関に連絡を行っていない	B虐待又は不適切な養育の早期発見に努めていない。 A虐待又は不適切な養育が疑われる場合にもかかわらず、市等の機関に連絡を行っていない。
		2. 虐待等に対する対応について、職員に周知されているか。	虐待等の兆候及び発見方法について及び不適切な養育や虐待が疑われる場合の対応について、職員に周知されているか。	神奈川県啓発資料「虐待」のサインを見つけてください。	C虐待又は不適切な養育のサインについて、職員に周知を行っていない C虐待又は不適切な養育のサインを発見した場合の対応について、職員に周知を行っていない	C虐待又は不適切な養育のサインについて、職員に周知を行っていない。(神奈川県資料に基づき、このようなケースがあれば気をつけるように指導する) C虐待又は不適切な養育のサインを発見した場合の対応について、職員に周知を行っていない。
29	(6) 保護者及び地域社会との連携	1. 利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について理解及び協力を得よう努めているか。	利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、保育情報を提供することなどによって相互理解を図り、協力を得よう努めているか。	条例第26条	C実施している保育の説明を保護者に行っていない	C園だよりの作成や連絡帳のやりとりなど、保護者に対して保育内容の説明を行っていない。
		2. 利用乳幼児の保護者への支援を、様々な機会を活用して行うよう努めているか。	利用乳幼児の保護者への支援は、子どもの送迎時の対応や相談・助言等、様々な機会を活用して行われているか。保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて面談を実施するなど、個別の支援を行うよう努めているか。また保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促しているか。	保育所保育指針④2(1)アイ、(3)ア	B保護者から育児に関する相談があった場合にに応じていない B保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促していない(参加する機会等を提供していない等)	B保護者へ助言事項がある場合、保育に関連した様々な機会を活用して行っていない。 B保護者から育児に関する相談があった場合、面談を行うなど、支援を行うようにしていない。 B保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促していない。(参加する機会等を提供していない等)
		3. 地域社会との交流及び連携を図るとともに、事業の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	地域社会との交流及び連携を図り、地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然・高齢者や異年齢の子ども等を含む人材・行事・施設等の資源を活用し、保育内容の充実を図っているか。また、地域に対し、運営の内容について適切な説明を行っているか。	条例第5条第5項 保育所保育指針②4(3)	C地域との交流及び連携を図っていない C運営の内容について、適切な説明を行っていない	C地域との交流及び連携を図っていない。(利用者以外からの育児相談に応じたり、地域の催し物に参加する等) C運営の内容について、適切な説明を行っていない。

家庭的保育事業等指導監査 監査基準

No.	項目（主眼事項）	監査事項	監査内容（判断基準）	関係法令等	評価	監査方法
30	(7) 連携状況(地域、連携施設)	1. 利用乳幼児が施設における保育の提供の終了後も継続して教育又は保育を受けられるよう、連携施設を確保しているか。	利用乳幼児に対する保育の提供終了後も、教育又は保育が継続的に提供されるように、以下に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園もしくは認定こども園を適切に確保しているか。 ①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会を設定し、小規模保育事業者等に対する相談・助言その他の保育に関する支援を行う。 ②必要に応じ、小規模保育施設からの代替保育を提供する。 ③利用乳幼児への保育の提供終了後も、引続き教育又は保育を提供する。	条例第6条	A連携施設を確保していない	A連携施設を確保していない。 (B連携施設を確保しているが、保育に関しての連携をとったことがない。)
31	(8) 保育の内容等の評価	1. 保育士等が自らの行う保育の質の評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	保育士等は自らの保育実践を振り返り、自己評価を行うことで専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。また、その向上のための課題を明確にしているか。	保育所保育指針①3(4)ア	C保育士等が自己評価を行っていない C専門性の向上や保育実践の改善のための課題を明確にしている	C保育士等が自己評価を行っていない。 C自己評価の中で、専門性の向上や保育実践の改善のための課題を明確にしている。
		2. 小規模保育施設は、当該施設の保育の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	小規模保育施設は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該施設の保育の内容について自ら評価を行っているか。	条例第5条第6項 保育所保育指針①3(4)イ(ア)	B小規模保育施設が自己評価を行っていない Cその結果を公表していない	B小規模保育施設が自己評価を行っていない。 Cその結果を公表していない。
		3. 外部による評価を受けるとともにそれを公表し、常に改善を図るよう努めているか。	定期的に外部の者による評価を受けるとともにその結果を公表し、常に改善を図るよう努めているか。	条例第5条第7項 伊勢原市家庭的保育事業等の設置認可及び運営に係る行政指導指針第6条	C外部からの評価を定期的に受けていない C外部から受けた評価を公表していない C外部からの評価を受けて、改善策を講じていない	C外部からの評価を定期的に受けていない。 C外部から受けた評価を公表していない。 C外部からの評価を受けて、改善策を講じていない。